

## 中国における最近の知財トピックス

2022年6月30日

方信グローバル知財サービス株式会社

〒107-0062 東京都港区南青山二丁目2番15号

ウィン青山942室

中国弁護士・中国弁理士 方喜玲

荻原正

拝啓

平素は格別なご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

本号では、2021年国家知識産権局年報から抜粋した専利、商標の出願件数などの統計データ、広東省高級人民法院が公表した知的財産の司法保護に関する白書の概要、不正競争防止法に基づく営業誹謗行為に関する法院の処理手法などについて紹介させていただきます。

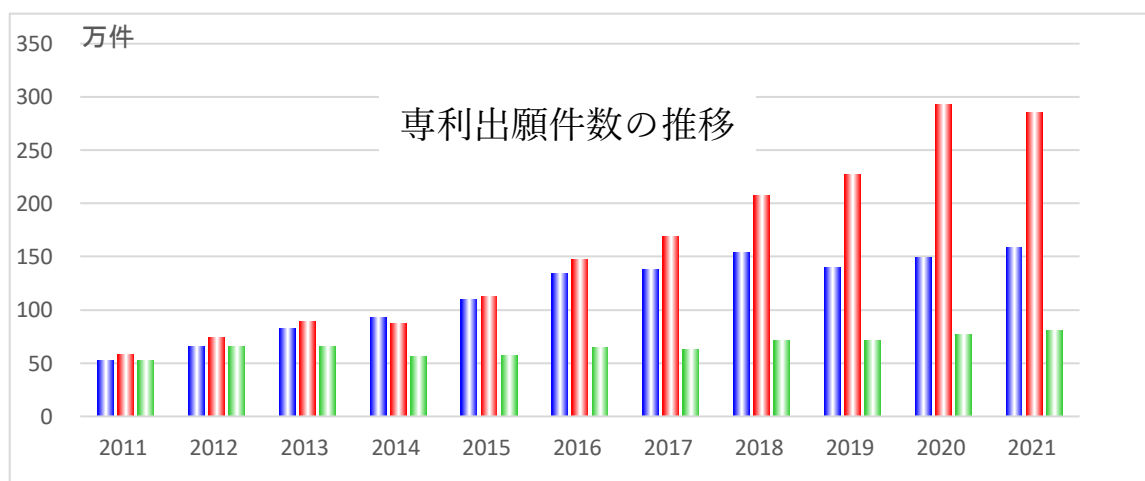
敬具

### 1. 専利、商標に関する統計データ

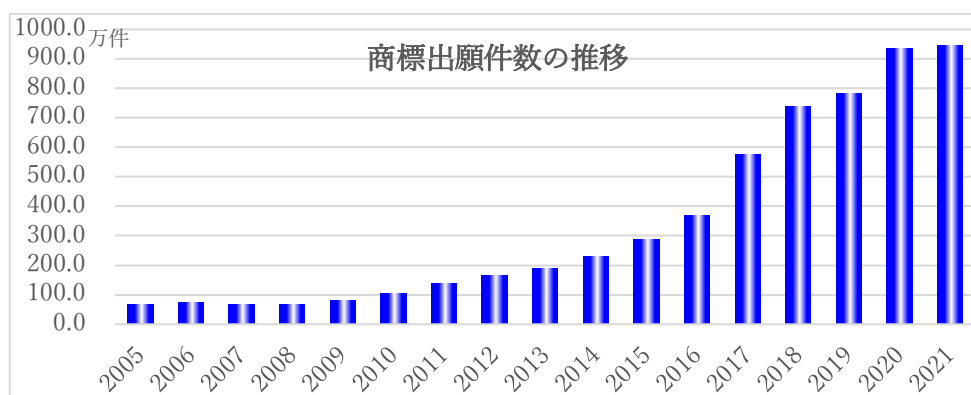
—2021 国家知識産権局年報から—

2021年の中国の発明専利出願件数は158.6万件で前年同期比5.9%増、うち国外からの出願は15.8万件で前年同期比3.6%増、実用新案出願件数は285.2万件で前年同期比2.5%減、意匠出願は80.6万件で前年同期比4.6%増であった。高価値発明専利の審査期間は13.3ヶ月まで短縮され、発明専利全体の平均審査期間は18.5ヶ月となっている。

下記グラフは暦年の白皮書により作成



中国の商標登録出願件数は945.1万件で前年同期比1%増、うち国外からの出願は25.8万件であった。商標登録出願の平均審査期間は4ヶ月であり、商標登録に要する平均期間は7ヶ月に短縮されている。



国名	件数
日本	47,010
米国	42,266
韓国	17,691
ドイツ	16,481
フランス	4,964
スイス	4,365
オランダ	3,133
英国	2,867
スウェーデン	2,489
シンガポール	2,024

国名	件数
米国	65,951
日本	30,393
英国	23,762
韓国	18,332
ドイツ	17,697
フランス	10,696
シンガポール	9,279
スイス	8,602
イタリア	8,323
オーストラリア	7,308

企業名	件数
HUAWEI	7,629
TENCENT騰訊	4,537
OPPO	4,204
SINOPEC	3,608
BOE	3,568
VIVO维沃移动通信	2,916
GREE格力	2,574
ZTE中興	1,594
小米	1,415
LENOVO	1,241

企業名	件数
SAMSUNG	2,293
TOYOTA	1,425
Qualcomm	1,389
BOSCH	1,199
三菱電機	1,170
HONDA	1,001
HYUNDAI	1,000
ANT	982
Canon	980
Alibaba group	929

表中、ANT,Alibaba は中国企業であるが、そのまま記載した。

<https://www.cnipa.gov.cn/col/col2925/index.html>

## 2. 広東省高級人民法院、知的財産の司法保護に関する白書を公表

最近、広東省高級人民法院は「2021年広東裁判所における知的財産の司法保護状況」に関する白書及び十大事件を公表した。全省法院は昨年、19.6万件の知的財産案件を処理し、その総数は全国の約3分の1を占めた。司法分野における知的財産の「嚴重な保護、大規模な保護、迅速な保護、同一の保護」の構成は継続的に推進されている。

2021年、広東省の法院が処理した知的財産案件のうち、民事事件は193,273件、刑事事件は1,744件、行政事件は38件であった。各級法院は、知的財産紛争の多元的解決を引き続き推進し、結審した第一審の民事案件8.6万件の半数以上が調停または訴の取下げによって終結した。行政事件の急速な増加は、広東省の知的財産の司法と行政の協調的保護メカニズムの改善を示している。

2021年、広東省の法院は、5G通信、チップ設計、植物新品種、新エネルギー、その他の専門技術に関する案件11,316件（前年同期比27.9%増）を審理した。そのうち広州知識産権法院は5,996件（前年同期比19.4%増）、深圳知識産権法院は5,320件（前年同期比39.1%増）を処理した。広州知

識産権法院の地域間遠隔訴訟サービスメカニズムは、《知的財産大国建設綱要(2021-2035)》に盛り込まれた。昨年9月、広州インターネット法院では、ビッグデータ、人工知能、その他の新分野における新業態の司法保護に関する専門的な裁判を提供するために、全国初のデジタル紛争合議廷を設置した。深圳中級人民法院では、経済特区の革新的な対応策と経験的慣行として、「最も厳格な知的財産保護システムの形成」を主導し、国家発展改革委員会によって全国に展開された。現在、広州と深圳は、国際的な知的財産の司法保護の高地となっている。広東省法院の専利案件の判決における平均損害賠償額は、3年前に比べ148.5%増加した。2021年、広東省の法院では、1千万元を超える損害賠償額の判決は39件であり、67件の案件に対しては懲罰的賠償を法律に従って適用し、最大損害賠償額は3,000万元に達した。

また、広東省高級人民法院は、昨年、警察署、検察院、市場監督局など10の部門と情報共有、案件の共同処理、訴訟調整などのメカニズムを確立した。広州知識産権法院と国家知識産権局は、専利無効案件の優先審査メカニズムを確立し、案件処理期間を2ヶ月短縮することができた。

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/sfjg/rmfy/dffy/202204/1970022.html>

### 3. 侵害警告に起因する営業誹謗事件の裁判について（本節末尾記載の記事から抜粋）

権利者は、潜在的な侵害行為に対して、侵害主体またはその顧客に対して侵害警告書を送付することがある。それに対する反撃として、侵害主体は、侵害警告書が「虚偽の情報を告知、流布して誤解を生じさせ、競合他社の商業的信用と商品の評判を損ねる」こと、及び営業誹謗する不正競争行為を理由に法院に提訴することができる。このような場合、法院は、侵害警告書で主張された侵害の事実が真実であるかどうかをどの程度検討する必要があるかについて、現在、司法実務には3つの一般的な判断思想がある。以下に、「中国裁判文書網」を通じて3種の裁判の考えを要約した。

#### (1) 侵害を構成するか否かは、営業誹謗事件では処理しない（（2018）黔民終665号）

深圳德標公司と上海德標公司らの営業誹謗紛争において、法院は以下のように認定した。

深圳德標公司は、第一審では、上海德標公司と貴州德標公司が自社と同類の商品上に「DBEN 德標」ロゴを使用した行為が自社の「德標 TUB」登録商標の専用権を侵害しているかどうかを判断しなかったとして上訴した。深圳德標公司は、商標権侵害の違反について提訴（行政機関）しており、法律に基づいている。深圳德標公司の代理人である何橋氏が WeChat モーメンツで公表した情報の内容は、これらの公知の客観的な事実を開示し、虚偽の情報を偽造して公表したものではない。それに対して法院は次のように判断した。この訴訟の法的関係は、営業誹謗に関する不正競争紛争であり、審理内容は、被疑侵害行為が営業誹謗を構成するか否かである。上海德標公司と貴州德標公司が深圳德標公司の登録商標の専用権を侵害しているかどうかは、別の法律問題であり、このケースで考慮すべき内容ではない。深圳德標公司は、上海德標公司と貴州德標公司が登録商標の専用権を侵害していると考えれば、別の訴訟で起訴することができる。・・・深圳德標公司の代理人である何橋氏は、上海德標公司と貴州德標公司の商標権侵害を告発後、観山湖区市場監督管理局は、上海德標公司が製造し貴州德標公司が販売する製品を押収したと主張するが、これは行政機関が案件の調査過程において法により証拠採取のための保全の一手段として行ったのであり、商標権侵害の事実認定の結論の下で行ったものではない。何橋氏は、上海德標公司、貴州德標公司が深圳德標公司の登録商標の専用権を侵害しているかどうかを司法または行政機関が判断する前に、WeChat モーメンツ上に「ばくり屋や無法者にチャンスを与えない…」などの図文情報を公表した。これは事実に基づかないだけでなく、上海德標公司と貴州德標公司に関する否定的な評価を容易に国民に誤解させ、悪影響を及ぼす。

本案において、法院は、WeChat のモーメンツの図文情報に含まれる商標権の侵害の事実が成立したかどうかについて、「別の法的問題であり、本案において審理されなければならない内容ではない」と判断した。これに基づいて、法院は、関連機関が実体の認定を行う前に、関連する図文情報を外部に公開することは事実基盤が欠如していると判断した。

## (2) 侵害事件の判決に基づき営業誹謗事件を処理 ((2020) 浙民終 1119 号)

和也公司与健睡宝公司との不正競争紛争において、法院は以下のように認定した。

和也会社が侵害警告書を送付する正当性の認定は、権利状況、警告内容及び送付の意思、対象、方法、範囲など、様々な要因に基づいて総合的に判断しなければならない。1. 和也公司是、警告書を送付する際に、健睡宝公司的複数のディーラーが被疑侵害製品を販売する行為を公証し、健睡宝公司と一部のディーラーに対して專利侵害訴訟を提起し、和也公司的健睡宝公司的專利侵害に関する同社の判断は、より十分な事実に基づいて、内なる確信を形成している。2. 和也公司的警告対象は健睡宝公司的特定のディーラーで、警告書には健睡宝公司に対して多くの專利侵害紛争を提起したことを客観的に説明し、ディーラーが自ら警告行為を停止するか否かを客観的かつ合理的に判断するのに役立つ事実を開示し、細心の注意義務を果たした。3. 第二審で明らかにされた事実によれば、和也公司が根拠なく虚偽の事実を偽造し、広めたものではなく、その法的に享受された專利権を維持するために侵害の警告書を送付し、ディーラーに侵害のリスクに注意を喚起し、ディーラーに健睡宝公司的誤った評価を生じさせ、健睡宝公司的商業評判を損ねるなどの不正行為を生じさせないように、より合理的な方法で紛争を解決する方法を採用した。従って、和也公司的行為は、営業誹謗行為の要件を満たしていないので、健睡宝公司的主張を当院は支持しない。

法院がここで明らかにした第二審での事実は、最高法院が(2019年)最高法知民終 636号と(2020年)最高法知民終 53号の民事判決に依拠し、いずれも第一審判決を支持し健睡宝公司が和也公司を「強磁性腰パッドと座席、ベルトガード」の專利権侵害を認定したことを意味する。

## (3) 知的財産権侵害の立証不足のため、不正競争による侵害を構成しないと直接判断 ((2021) 粵民終 382 号)

吕燕氏らと影儿公司との不正競争紛争では、法院は以下のように認定した。

影儿公司的パクリ行為の有無や、何らかの盗作をしたか否かについては、別の事件の司法判決が発効する前には真偽は不明である。このような状況では、誤解を招く結果を避けるために、経営者は、ビジネス声明を表明するには本来慎重な表現に注意を払う必要があるが、被告 SNS は、一方で、影儿公司的婦人服の盗作に関する盗作を明示的に非難し、一方で、図面上で、その主張する盗用された特定の婦人服の全体を掲載して、両者の詳細の特徴の客観的な区別を示さなかった。従って、被告 SNS は、実際には個人的な評価に基づき、司法判断や行政判断のなされていない知的財産権侵害の申し立てに関する情報を広く普及させ、公衆が客観的な判断を下すのに役立つ効果的な情報を完全に開示せず、不特定の公衆に影儿公司的関連婦人服が盗作や一般的な盗作を構成しているという印象を生じさせ、一般消費者の知る権利を侵害し、消費者の選択に影響を与え、誤解を招く情報として認識すべきである。

この場合、法院は、関連する証拠が侵害の事実を立証するのに十分ではないと直接判断した。

[https://m.sohu.com/a/557859814\\_221481/](https://m.sohu.com/a/557859814_221481/)

本件に関し、さらなる情報やご不明な点、ご質問等がございましたら、[fsgip@fsgip.com](mailto:fsgip@fsgip.com) までお問合せくださいますようお願いいたします。